

第十三回国 参議院農林委員会會議録第十一号

昭和二十七年三月六日(木曜日)午後一時五十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 羽生 三七君  
理事 西山 亀七君  
山崎 恒君  
岡村文四郎君

委員

池田宇右衛門君  
滝井治三郎君  
宮本 邦彦君  
飯島通次郎君  
加賀 操君  
三浦 辰雄君  
三橋入次郎君  
松永 義雄君

政府委員

警察予備隊本部本部長 江口見登留君  
警察予備隊本部本部長 窪谷 直光君  
特別調査庁管理部長 長岡 伊八君  
農林省農地局長 平川 守君  
林野庁長官 横川 信夫君  
事務局長 安楽城敏男君  
常任委員 倉田 吉雄君  
常任委員 会専門員

説明員

外務省國際協力局長 小沢 武夫君

本日の會議に付した事件  
○農林政策に関する調査の件  
(河川法改正の件)  
(道路法改正の件)  
(結帯木材の件)  
(農地及び開拓地の接收或は使用の件)

○委員長(羽生三七君) それではこれより委員会を開きます。  
北海道の需災の件に關して、当委員会の名前で北海道知事に見舞の電報を發して置きましたので、御了承をお願いいたします。

本日の議事日程を若干変更いたしました。最初に河川法及び道路法の改正の件を議題といたしたいと思います。今回建設省において河川法及び道路法の改正を企圖し、目下政府部内において検討中とのことでありますが、大分すると、これら改正法律案、特に河川法の改正は農業に重大な影響を及ぼす問題のようであり、この際農林事務当局から右改正法律案の内容並びに右改正に關して農林省の立場から見た見解等を、更に必要によつては當委員会としてとるべき処置等について御協議を願わしいと思つてあります。最初に政府からこの件に關して見解を聴取した上、必要に応じて御質問をお願ひしたいと思います。最初に農地局長から見解を承ることにいたします。

○政府委員(平川守君) 建設省のほうから、先に河川法の改正につきましても意見を求められまして、検討をいたして

おるわけですが、この改正法の條文要綱につきましては、お手許に御配付申上げてあるわけであり、その要点だけをかいつまんで申し上げます。第一に、河川の種類を従来河川法の適用河川、準用河川というふうになつておりますが、今回これを國民經濟上の重要性という見地から、河川の本一本につきまして、第一種河川、第二種河川、第三種河川というふうな種類分けにいたすことになっております。第一種河川は建設大臣、それから第二種河川は都道府県、第三種河川は市町村ということに区分けをいたしまして、第一種は相当大きな規模のものや、県を跨がるようなものを基準にいたしておるわけであり、第二種は、大体県で管理するに適當な程度のものであり、第三種は、先づ河川計画というものを河川の治水、利水に關する総合的な計画を立てる。その立てるのは、第一種河川につきましては建設大臣、第二種河川につきましては都道府県が、それ、この法律に基き設けることになつております。その河川審議会というものが、諮問をして計画を立てる。これは治水及び利水、そのうちには灌漑排水或いは発電というふうなものも載つておるわけであり、そういう利水について総合的に最も有効に使うという見地から建設大臣においてこの計画を立てる。そしてその後の管理なり、或いは

はその一面としての河川工事につきましては、この計画に沿つて行われる、又河川の使用につきましては、これを許可制度にいたしておるのであります。これにつきましても、この河川計画の線に沿つて認めて参る。我々のほうで申しますと、灌漑排水等の施設をいたすというふうな場合におきましては、第一種河川については建設大臣、第二種河川については都道府県知事の許可を受けるといふことになるわけであり、而してその利用する規模によりまして、一千町歩以上の程度ものは建設大臣が直接に許可をいたし、又三百町歩以上の程度のものについては都道府県知事が許可をいたす場合においても、建設大臣の承認を要するといふたような仕分けになつておるのであります。要するに、河川を運送に利用するために各種の施設をするといふような場合においては、すべて建設大臣の立てました、或いは都道府県知事の立てましたこの河川計画の線に沿つて、その管理者の許可を受けて行わなければならないことになつておるのであります。この点につきましては、従来の河川法に比較いたしまして、先づ河川計画という総合的な一つの計画をいたすということがあるわけでありまして、これは事柄自体の趣旨においては非常に結構と思つておりますけれども、これを河川についての治水、利水を含めた総合的な計画を立てるといふことについては、現在の建設省と

か、農業の見地もあり、又発電の見地もあるわけであり、もつと総合的な機構においてこの計画を立てるといふことでは、よろしいけれども、現在の建設省というものは治水を主眼にした河川の取扱をいたしておるわけでありまして、そこで農業のことも発電のこともすべて考慮に入れた総合計画を立てるといふことは不適当ではないかというふうな、私どもは主張をいたしておるわけであり、又その計画の線に沿つて管理におきましても、従来一々許可を受けないでいいよ、うな面までも全面的に河川を第一種、第二種、第三種といたしまして、これについていやくも灌漑排水の設備をする場合においては、すべてそれらの管理者の許可を受けなければならないといふことにもなりません。要するに非常に河川の利用についての統制が強化され、而もその統制は建設大臣の定むる河川計画に沿つて行われるといふことになり、その点について我々もいたしましては、先づ計画を総合的な機構で扱うべきであるといふこと、又管理の面におきましても、大きな水の利用及び治水という問題については、総合的な機構において運用すべきものではなからうかといふことを主張いたしておるわけであり、法律の細目につきましては、そのほかいろいろ費用の問題とか、補償の問題とか、いろいろ細かい点がございますけれども、最も大きな問題として以上の点が考えられますので、現在はまだ

だ細目について建設省と折衝する段階に至つておりませんので、先ずその大方針について当方としての意見を差出しまして、これについて一つ検討して取上げてもらおうではないかというところを話しておるのであります。一応その程度に御説明申し上げます。これについて御質問がありますれば、お答えいたします。

なお道路法についての御改正の法案がやはり建設省から出ておりました。これは道路に関する管理機構を整備することを主眼といたしておるのであります。この中に新たに特設道という項目を設けて、これは農道、林道のごとき特殊の道路をこの範疇に入れます。そしてこれが一般の国道、市町村道等と接触をいたします場合に

ついては、国道、市町村道の管理者に協議を申込まなければいけません。その建設等については協議をしてもいいという條文が入つておつたのであります。これは土地改良法等によつて行われておる農道等の建設をするときに際して、一々その接触する道路管理者と

協議をするということ、その煩に堪えないということ、反対をいたしておりましたが、その後建設省のほうにおきましては、この項目を農林省の要望を容れまして削除をいたしましたので、現在におきましては、私どものほうといたしましては問題がないことになりました。問題は解決をいたしましたわけでありませぬ。

○山崎恒君 今、局長の御説明の中にですね、河川審議会という問題が出たのですが、従来とつておつたところの河川審議会というものは、どういう形

とられておつたか。その点を一つ御説明願いたい。

○政府委員(平川守君) 河川審議会と申しますのは、只今ちよつと申しましたように、この河川法で新しく設けることに立案されておるわけでありませぬ。従来はございませぬでした。この河川の認定、種類の認定とか、或いは河川計画とかいふような重要事項を調査審議するための建設大臣及び都道府県知事の諮問機関というふうなものであります。

○委員長(羽生三七君) ほかに御質問ございませぬか。

○三浦辰雄君 少し遅れて来たのですけれど、この一つの河川を、つまり一種の河川というものは、まあ建設大臣がやられる。一方においてその諮問機関である審議会というものがあられる。他の林業関係にしても、その一本の河川が指定されております関係から総合計画を立てる。総合計画というものを立てる場合において、農林省というものはどのくらいなつて行けるか。重さとおれがあつてやつて行けるか。この点はなか／＼面倒な問題だと思つておる。その点ちよつとご答へ願いたい。

○政府委員(平川守君) 只今の河川法案におきましては、例えば農林、灌漑、排水関係等については農林大臣の意見を聞く、又河川審議会の意見を聞きますが、その審議会には関係の専門家が参加する、こういうことによつてその意見を反映するという程度になつております。

○三浦辰雄君 そうすれば、昨年この国会でも審議した例の森林法などは、

当然その示すところによつて保安林その他の取扱の内容というものが適正であれば、恐らく適正に作られておるのだと思つておる。そのまゝ指定された河川というものの総合計画の中に取入れられるというふうな考へていいものかどうか、この点伺いたい。

○政府委員(平川守君) 只今のよう具体的ななそれ／＼の山林なり或いは農業なりの立場からの意見を建設大臣が聞くということになつておるわけでありませぬけれども、法律的に申しますれば、河川計画は河川計画として建設大臣が立てるわけでありませぬから、実際問題としては特別支障のない限り大体聞かれることと思つておるけれども、法的には別の計画も成立し得るということになつております。

○三浦辰雄君 そこで私は先走つてその心配するに及ばんと言われればそれまでですけれども、とかく役所のいわゆるセクシヨナリズムというふうなものはないか、今の開拓の問題とか、山林の問題とか、そういうものを総合計画で、河川の一つの統一された計画の中に、河川の一つの統一された計画の中に、農林省の立場から大いに主張してもらえる余地を作つて置くように、今後の政令或いは省令等で御審議をお願いしたいと思つておる。その不安のないようにということをお願いして、私はこれで終ります。

○政府委員(平川守君) そういう問題がありますので、只今申上げましたように、河川計画を立てるにいたしましても、又河川の管理についても、大きな管理の実施の問題につきましては、ひとり建設省とか、或いは農林省とかい

う片書つたものでなしに、何か新しい総合的な機構によつてこれを運用すべきじゃないか、それを或る一部で決定権を持つということになると、お説のような弊害が起るのじゃないかという意味において、先ほど申し上げましたような根本的な、この河川計画そのものについて、例えば現存の機構で言へば、安定本部とかいふような総合計画の立場におけるところで決定すべきものであると、こういう主張を法律そのものについていたしておるわけでありませぬ。

○委員長(羽生三七君) ほかに御質問ございませぬか。それではこの件につきます。これは、まだ別段成規の提案になつたわけではないので、事前に問題を提起して御検討願つたわけでありませぬが、一番の問題は果して建設省所管になつた場合に、治水の見地からならなく、利水の見地から、農林政策上影響がないかどうかということが問題の重点だと考へておるわけでありませぬが、幸い農林省当局ではその点に十分な認識を持つておられるようでありませぬので、この問題は本日は政府の見解を聞くにとどめまして、他の問題に移りたいと思つておる。ちよつと速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(羽生三七君) 速記を始めまして。引続いて特筆木材の件について審議したいと思つておる。この件につきます。先般三浦委員から御発言がありました。本日この問題に

関し検討することになつたわけでありませぬ。最初にこの前三浦委員から御発言がありましたけれども、重ねてもう一回趣旨を簡単に述べて頂いて、それ

から政府の答弁を求めたいと思つておる。はどなたがお見えになつておられませぬか。

○三浦辰雄君 国際協力局のほうから小沢さんがお見えになつておられます。

○三浦辰雄君 そこでこれは林野との関係もありませんけれども、主として外務省関係にお願ひを、且つ御質問申上げたいのであります。御承知の通り、従来木材に關しますところのいわゆる特需と申しまして、そういうものは、一は特別調達庁を経て来るものであり、二は直接いわゆるJLCとして八軍のほうから発注をせられるものがある。この二つのほうから出て来ることは、非常にこれを納めるほうの側からいつても條件等が違つておる。又殊に八軍からのほうではい

わゆる軍のオフィサーがやるような関係があります。戦時中におきまして、この日本軍がとりましたように、やつぱり何でもかでもこういう條件のものをごらう。時までのこの値段で出せという、それでは、これじやそんなものは受けかねるのだといつてしまえば、それまででありますけれども、実際問題としてはなか／＼そうは行かない。そうして又日本人の一つの特性でもありませぬ。長いものには巻かれろというふうな、木材界の関係が金融で非常に困つておるものでありますから、泣く／＼それを引受けて、結局自纏自縛になつて、まあ納めていたというものが今までの大体の傾向でございませぬ。ところが十二月の初めになりましてからは、従来の検査官のほかにスペシャル・インヴェステイゲーションとい

う一つの特別監察官のようなものができて、そうして同じ八軍関係の検査員が産地或いは生産の工場で、合格、不合格をきめて、合格になつたものをそれ／＼の貯蔵所、いわゆるデポに持つて参りますと、そのデポでは今度は更にいわゆるスペシアル・インデクスターゲーションの関係で非常な厳格な検査をして、同じ八軍の検査官によつて、よしと合格したものを遠慮なくどし／＼搬ねられる、そういう結果非常なトラブルが起きたのであります。そこでその業界の団体としては随分八軍にも折衝をしたのでありますけれども、結局お前たちは規格通りのものを納めてないではないか、だから我々は契約の値段は拂えないといふことで、具体的な数字もありませんが、大体一割から二割の範囲で値引きをされて、その業界で扱つておきます十五万石のものを、平均いたしますと一割六分ばかりの値引きをして、そうしてこれだけのならば拂つてやるという事を言われたために、業界としては非常な問題で、その緩和方を随分やつたのでありますけれども、結局金をくれないのでありますから何とも仕方がないといふので、向うの申出にサインをして契約を変更して現に納めた、まだ併し契約は続いているのであります、現に横浜その他の相模、いわゆる八軍のデポに持つて来ているけれども、その規格検査がやかましかったために宙ぶらりんになつていふといふのが約二十万石といふ大きいものがありまして、これは額で言いますと十億以上の金になるわけでありまして、私はこの問題を考へて見ます場合に、日本の商社、業者とし

ては大いに反省をしなければならぬ点が多々ある。その中の大きい点は、いわゆる長いものに巻かれる、それからうまく立ち廻れば自分のほうのいわゆる儲けが多いといふたような意味で、検査官にいわゆるあらゆる理解を深める方法をとつて、それで検査規格通りに行かないでも今まで合格して来たところがある、そうはいかん、余り規格通りでないといふようなことが八軍によつて指摘されて、特別の検査官を特に置いたといふ経過にあるだろうと思つてあります。けれども今日の森林の資源から言ひまして、そういうた宙ぶらりんのもの、特に八軍規格といふもので作つてあるものであります。あるいは寸法を一部犠牲にするといふか、或いは寸法を一部犠牲にするといふたようなことをなければ一般には向けない、そういうことを考へるといふ無駄に取扱つていふといふ点で、誠に見逃すことができない。今度の行政協定にもはつきりしてありますように、今後は八軍、軍で以て調達する部分が多に多いことが想像されるのであります。そういう場合に、こういうトラブルの起るような方式をやつていたのでは資源的に見ても非常に損害であります。そこで私はこの問題について、林野庁においてははもとより更に力を入れて日本の木材に合うような規格といふものを八軍自身に認めさせるように作らせる、例えば水分を二〇％以下だといふならば、日本の木材ではなかなか特別の乾燥をしなければ、普通の針葉樹二〇％といふものは持てない、

又關葉樹の乾燥材等につきましては、水分一〇％以下とあるのでありますけれども、それはすでに国自身が非常な骨折りをした時代であつても、いわゆる金に糸目を付けずに乾燥室を作り、それで人工乾燥をあらゆる工夫をした結果でも一〇％以下に、乾燥室の中では勿論なおりますけれども、外へ出せば日本の湿度の関係からいたしまして、一五、六％といふものに戻るのはもうこれは実情なのであります。それを針葉樹は二〇％、關葉樹は一〇％以下の水分でなければならぬといふ規格などをそのまま認めさせる点であるとか、或いは米国のように大きな天然林を切つて、いわゆる米材のような太い木からとつた、而も節のないものを標準としたような頭で規格を作つている、節の数などは非常にやかましい節の制限をするのであります。これなどは日本の今日の木材事情、資源から言へば、当然もつと日本の実情に合うようにさせなければならぬ。そうしてとるほうも、使うほうの八軍のほうも、納めるところの業者のものも、そこに何ら錯誤なくして正當の取引のできるように仕向けることが、むしろ産地のほうに仕向けること、更に植林等についても支障のないようにして行く方法なのでありますけれども、それをやつていない、だから私は一つは根本問題として、この問題を林野庁が主になつて外務省協力局方面と十分提携しながら八軍の了解を深めるといふことが根本だと思つておりますが、これについての意見を一つと、それから協力局のかたにお願ひし、且つお答えを願ひたいのは、今約二十万石といふものがそういうた厳正

な規格からいつて當敢らないといふことで非常にめております。そうしてこれは八軍の作戦或いは使います方面における都合等の関係もあるかも知れないが、或る部隊のごときは作つておる工場に直接やつて来て、これといふのがデポではそのものを送つたのでは問題にしない、こういうふうになつて非常に混乱が起きております。この混乱からして産地のほうも非常な打撃を受けておるのであります。この問題になつておるのを規格通り行かないで行かないで、或る程度の値引きをするのも止むを得んじやう、速かにとるものとはとり、そうしてとらないものならとらないで、何とか活用のできるようなふうな束縛を放してやる。業者の連中は行くといふと、何のかの軍で言われて、結局何ら手も足も出ないといふやうなことでござらうであります。私は今後いわゆる独立の国家としてやつて行く上から言つても、或いは米軍に對しますところの感情の上から言つても、つまらない面からいふやうな混乱があるといふことは全く残念でありますから、資源的に見ても誠に惜しいことなのであります。この問題になつておられます部分を速かに御輪旋の上に加減してやり、値引きするものは妥當なところに輪旋の力を加えて解決をしてやる、こういうことを是非お願いをしたいと思います。これは非お願ひをしたいと思います。これに對する御意見、御用意のほどを承わりたい。これは木材ばかりではありませんで、石炭についても、或いはいわゆる繊維品についてもある。これは恐らく御承知のことと存じます。そこでその次の問題としては、今の規

格の問題も去ることであります。と同時に、今後は何とか言葉の通じない八軍の直接調達に對し、或いはアメリカで契約をして日本で工事をしようとする外国商社のい／＼な建設に對して、協力局が間に入つて、そういうたつまらないトラブルの起きないようにしてもらいたいといふこと、値段をやたら切つて切つて切りまくられておるわけでありまして、例えは公入札ではございせん。その上一応あると思はれる何十人かに見積りをとつて、そうして一番安いのが仮に五十セントだといふと、そのところの例えはもつと負ける／＼と云つて、四十八セントなら四十八セントにまで叩く。これ以上負けませんと言つて、Bの者を呼んで、おいAは四十八セントまで負けたぞ、きさまが欲しければ四十五セントにしろと言つて叩くわけでありまして。そこで私は業者のほうには、あなたがたはそういうことに應じて、内國に金がない、そして産地のほうを低額な入札価格といふものにさせておいて、そうして金がないから無理をしてやる。そのために國としては非常に損をしておる。御承知のように、アメリカのこちらの手算は非常に余つておる。材料費が非常に余つておる。これはそういうやうな非常な、いわば——と言ひますか、非常に——な態度でやつておるからであります。これを是非そういうたことのないように協力局としては御輪旋を願ひたい。それから特調と八軍から出る発注の行き方といふものを統一して、そうして協力局が中に入つてもらおうじやないかと、まあこの辺のところを是非一つお聞か

せ願いたい、こういうふうにするわけでありませう。

○説明員(小沢武夫君) 只今御質問のありました点につきましては、我々どももいろいろ従来耳にいたしますし、又二、三聞いた例もございませう。それにつきまして、我々どもは何とかいたしたいという気持ちで司令部と折衝したこともございませう。併しながら現在の特需関係の問題は、結局日本側の官庁が入らないで、軍と業者との直接取引という恰好になっておりますもので、表向き日本政府が、或いは日本政府機関がその間に入つて斡旋するといふ問題はなかなかできにくい状態なんでございます。従いまして現在までのところは、いろいろ司令部に対して申入れはしておりますが、その効が一向上らないという現状でございます。併しながら今後こういう問題が引続き起りまして、徒らに日米間の感情を阻害し、或いは不必要な摩擦を起すのも如何かと存じまして、今後とも十分その点は注意して行くつもりでございます。幸い今回の行政協定の明文にもあります通り、今後これは和議発効後のあれで、米軍と業者との間の直接取引によつて生じまする紛争につきましては、十八條七項の規定によりまして合同委員会がこれを斡旋する。合同委員会でもまたまならない場合には、最後に民事調停、民事裁判という恰好に出ることになつておりました。これに対する救済の手段はまあ盡されておるのじやないかと思ひます。且つ今後一般的にいろいろ日本の経済の事情と背馳するようないやうな方或いは先ほど申されましたような規格の問題、或いはその他日米商習慣の相違から来るいろいろな

問題、或いは日本側にとつて稀少物資であるものの調達、こういう一般的な問題につきましては、これは行政協定の第二十六條第一項の規定で、すべての事項に関しては合同委員会であるという話をするということになつておりました。この点につきましては、できるだけこういう機関を使ひまして、又我々外務省のほうもいたしまして、できるだけこれに協力いたしまして、遺憾ないように行きたいと思つております。

○政府委員(横川信夫君) 主として規格の問題につきましては申し上げます。具体的に申し上げます、只今のJLCの規格は十二フイットに対する材面の群生する生節が一級品は十二になつております。なか／＼一級品の十二というものは、特に日本の木材では生産をすることが困難な実情にあるのであります。これを二十ぐらいの程度まで引下げて頂きたいという意向で、関係業者のかた／＼から話がございまして、それについて私ども共鳴しまして、協力をいたしておつたのであります。只今お話のように、私ども政府関係者がJLCの関係者と直接交渉するといふことはなかなか困難の状態にあるのであります。従来この問題につきましては、関係業界のかた／＼の陳情なども受けておつたのであります。協力することが困難の状態であつた。只今伺いますと、今度は相当私ども協力し得るような体制になるのであります。協力をできるだけ今後は業界のかた／＼と協力して、日本の木材規格によりまして納入ができるような途を一日も早く開くように努力をして参りたいと思ひます。何分JLCの規格はフイット、イ

ンチ建、私ども国内の規格は尺、寸になつておりますので、その間若干のズレがあり、そのズレによつて値引きを強いられることが従来たび／＼あつたのであります。できるだけさういふことのないよう努力をして参りたいと思ひます。

○三浦辰雄君 今外務省それから農林省のほうから、この問題については、まあ今後大いに一つ無理のないようにする途も開かれるし、自分たちも努力しようというお話をお聞きしまして、是非さういふふうにお願ひをしたいと思いますのであります。とにかくあつた思ふのであります。⑧などつた自然の産物でありますし、⑨などはないのでありますからして、結局それで納められるものだと思つて産地に手配をしたところが、おつとさういふかんというところになつたので、金を拂わない。産地に金を拂わないといふことで、産地の者までに非常な迷惑をかけておるので、私どもは業者のために言つておるのではない。業者の人たちには、君たちは妙なやり方をやつておつたから罰せられないことになつたのではないかと盛んに言つておるので、何が、何ら儲けに参りしなかつた産地の者までがさういふ支拂停止によつて損害を受けておるといふことは、私どもはほうでは見逃せない問題であると思つたのでここに持出したわけです。行政協定、いわゆる講和が発効しなくても、日米間の問題については、かなりこの行政協定にある趣旨によつて動いておる面も相当にあるわけでありませう。そこで願ひば私はこの山林の振興のために、先ず発効してからだと言わないで、協力のほうでは、今現に起きつつあるこの二重の、どうにもな

らないこの問題を推進して頂くように、特段の御配慮をお願いしておきたいと、こう思ひます。よろしく……。

○岡村文四郎君 外務省と林野庁と両方に伺ひたいと思ひますが、この報告書を見ると、今の三浦委員からこういうことにならないようにどうかして欲しいというお話があり、外務省のほうでも、林野庁のほうでも、成るべくさういふことのないようにしたいというお話がありました。報告書を見ると、まるで何と言ひますか、朝鮮に持つて行つて建てた建物が材料が不適格であつたために破壊をして怪我が出た、さう書いてある。そんなばかげたことを言つておるようでは困る。それから次の問題は、全部三等に格下げすれば通るだらうといふようなことは常識を外れておる。言つておつては困るので、それで多数の特需業者が非常に困りようですが、これは林野庁のほうでなくて外務省のほうで、例えば代金の支拂いが非常に四十日もかかる。それでなくても困つておる日本ですから、余り一つみじめな恰好にならないで話をしてもらわんと、この書き方から行けば私はこの交渉はうまく行かんと思ふ。だからその言分に成るほどという言分があれば、これは当然なんです。日本の木材の検査も、そんなに今までやつておつた検査が弱くて、建つた家が材質も悪くて破壊をして怪我が出たといふことではそんなものは検査になりません。これを見るに、これにも劣るよりに書いてあるもんですから、実に我々は残念ですが、今のお話のような、できるだけの協力するといふ態度では解決がつかん

と思ふ。ここで一か八か止むを得ませんから、三浦さんのおつしやるように……。講和も成立する矢先になつて余りにもひどいことを心配いたしております。これは全くさうだと思ひますから、一つしつかりしたお構いで、主として外務省が、林野庁のほうでは非常に困難でしょうから、やつてもらひませんと、私は決して今の心配はなくなると思ひませんから、どうかお願ひいたします。

○説明員(小沢武夫君) 只今の御要望につきましては、私のほうとしましては、従来とも、何といひますか、特に総司令部のほうとはいろいろの国民の要望なり、その他も機会あることに伝えて参つたわけでございます。この問題につきましては、今後ともなお強く向うに連絡して遺憾ないように処理して行きたいと思ひます。なお合同委員会につきましては、その組織その他はまだはつきりいたしません。が、いずれにいたしましても、国内の関係各庁のかた／＼に關係して頂きます。この運営につきましては、万遺憾なきようにやつて、十分連合軍側とも連絡をとり、万全の方策を講じたといふ考へております。

○岡村文四郎君 今度は林野庁の長官にお願ひをしておきたいと思ひます。御承知のように、さうでなくても日本の木材の資源は非常に乏しいので、なか／＼国外見返りの要望や、国内に現在以上の特需の要望に應じられるほどの余裕を持つておられません。併しながら今の特需業者が是非納入をさせないといひたいといひて申しているのか、向うのほうでこれ／＼のものは納

らなれないこの問題を推進して頂くように、特段の御配慮をお願いしておきたいと、こう思ひます。よろしく……。

入しろ、こゝ言われているのか、お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(横川信夫君) J.L.Cのほうで公告をいたしました、これは皆が就つて入札をして、公入札で入札をしておつたのであります、昨年十月以前はいわゆる特需業者といふのは大変股賑を極めたものでありまして、十月以後、先ほど三浦委員のお話のございましたように、急に規格が非常に厳重になりました、かようなトラブルが起きて参つておるのであります。朝鮮戦線の状態から、昨年の六月を最高といひまして、只今では特需の量も半分ほどに減少いたしております。従つて規格も本当に文字通りに厳格に行われておつてゐる結果、かようなことが出て参つてゐるのだという私どもは見解を持つております。又三浦委員から御指摘のございましたように、業界のかたがた自身ももう少し反省をして頂かなければならぬと思ひます。直接には業界のかたがたにさういふお話しはいたしておるのであります。両々相待つてこの問題は円満に解決するように努力すべきものだと思ひます。

○岡村文四郎君 これは林野庁のほうから協議会ですか、そちらのほうへ、どうも日本の商人は、木材業者に限りますが、儲けようといふことになつて、どうも先走り過ぎて、さういふことになつて困る。これは実際に木材が不足で非常に欲しいといふときならまだもう少し我慢に行くと、そこで私はよくわかりませんが、この状態を見るという、余りに欲しくてならぬという状態になつてゐるものだから、こゝういふ結果になつてゐると思ひ

ますが、どうか一つ協議会のほうには余りに殺到したような形で入札に行つたりするよなごとのないようになつて、それでやつたことは泣き言を言わんやうにしてもらわんと非常にいけませんから、その点よろしく願ひたいと思ひます。

○政府委員(横川信夫君) お話の点は十分業界のほうにも伝え、反省して頂くように処置いたします。

○委員(羽生三七君) それではこの件はこの程度にいたしましたして次の問題に移ります。

○委員(羽生三七君) 次の案件は農地及び開拓地の接収或いは使用に関する件であります、この件について、かねて政府に要求しておきました資料が提出せられましたので、今日は取りあへずこの資料について関係各省の事務局から説明を聞き、後日、できれば現地調査等も行ひ、その後重ねて委員会において審議をしたいと存じます。最初に農地局長から御説明を求めます。

○政府委員(平川守君) 過日御要求を受けました資料につきまして、早速特別調査、警察予備隊、大蔵省等、農林省へ参集いたしました、各項目別につきまして、それら分担を定めて編成をいたしましたわけであり、農林省は幹事役として編成をいたしましたのであります、その各項目につきましては、それら、訓達庁調とか、警察予備隊調とか、肩書をして出所を明らかにして置きました。それら、係りのかたから御説明を願つたほうがよいと思ひます。ただ補償の金額の問題につきまして、農林省から資料を出してお

りますので、その点だけ申上げます。別冊Dというのに適正な補償を算出するための支拂の範囲並びに基準というのを差上げておきます。農林省といつたしましては、従来の訓達庁或いは予備隊はまだ実際には余り調べておりませんが、補償の金額が少いといふこと、我々もいたしましては農林省関係において水没地の農家に対する補償その他の実例も多いのでございまして、大体こゝういふ程度の項目について、こゝういふ考え方の基準で補償をして頂ければよろしからうといふ案を提出いたしてお話合ひいたしてゐるわけであり、これにつきましては、大体予備隊も特別訓達庁のほうも考え方としては御賛成でありまして、この線に沿つて参るように今後運びたい、かやうに考えておるわけであり、簡単に申上げますと、その第一は、土地の対価でございますが、これは現在の状況等できまつておりますので、その価格をとる。それから離作補償につきましては、大体現在の農林省の参酌いたしまして、大体農林所得の五カ年分ぐらいの基準で持つてほしい。ただ新開墾地等におきましては、まだ生産力が一〇〇%のところまで達していませんので、六カ年分を見て頂きたい。立毛につきましては、その土地の相対入相当額を考慮して頂きたい。果樹等につきましては、果樹の生産額に立木につきましては時価によるのであります、幼樹林等の場合は、その生長した場合は時価から逆算をいたしました、現在の価格を評価するむずかしい算出の方法があるわけであり、それから建物工作物等につきましては、移転が可能なる場合にはその移転の実際

の費用を出す。移転不能の場合につきましては、大体同程度のものの再建築に要する経費を補償する。それからな建物内の動産物等につきましては、運搬費とかその他の費用を出してもらふ。それから新開墾地等におきましては、未墾土地を農地化するためにいろいろ費用を出してゐるわけであり、それから共同施設につきましては、農道、作業場その他の共同施設があり、それがそれら、一般の建物工作物に準じた補償をしてもらいたいといふことでもあります。それからその他各種の入会権或いは特別の産物或いは兼業等に対しては、それら、補償して頂きたい。その他移転旅費、経過的な負担の補償、墓地の補償等、なおそのほかに通常生ずべき損失があれば補償する必要があるものは補償してもらいたい。なおそのほかには農業以外の営業に対する補償、これは一般の営業権の補償の上に準じてやつて頂きたいといふ考え方であります、これはこゝういふ基準で算出をいたしますと、個々の農家々々において皆非常に違つて来るわけでございますが、今までの実際の例その他から勘案いたしました、およその見当を申上げますと、一戸当たり百数十万圓から二百数十万圓のところ、百数十万圓が多いのでござい、一戸の普通自作農が耕作してゐるといふ場合を考えると、百数十万圓から二百数十万圓ぐらいのところまでといふように考えております。補償については農林省の要望しておりますところだけを御説明いたしました。他はそれぞ

なにおちよつこの前御要求のありました災害に關しての資料の御要求がございましたので、本日これをお配りいたしておきます。なお御質問等がござい、ますれば、別の機会に御説明申上げるようにいたしたいと思ひます。

○委員(羽生三七君) 続いて特別訓達庁の長岡管理部長から訓達庁側の意見を御開陳願ひたいと思ひます。

○政府委員(長岡伊八君) お手許に提出いたしました資料のうち、特別訓達庁関係のものは第一項、第二項、第五項、第六項でございます。一項につきましては、詳細別冊にして表に掲げてござい、二項、これによりまして御覽を願ひたいと存する次第でございます。それから第二項につきましては、この支拂状況を示せといふ御要求でございますが、ここに詳細書き記してござい、三項、これは特需関係の使用料、補償料が非常に安いといふ御非難と、支拂が非常に遅れるといふ御非難は、これまでたび、指摘されておるのでござい、四項、これは終戦直後接収された、家賃が拂われるかどうかといふこともわからんやうな状態にあり、五項、而もその当時の国家財政が非常に逼迫しておつた関係もあり、六項、その当時買つた関係もあつた、その買入ん状態にあつて、これを一々借上げの形をとつて参つたのであります。さういふ関係から今日から見ますと、他の官庁でお取扱になつておりますものと歩調が揃わない点があるものであります。この点につきましては、この第五項、第六項でございますが、只今農地局長からもお話がございました通り、今後の補償、使用料といふものにつきまして、十分算算の

許します限り御迷惑を成るべくかけないような措置をとりたいと考えておるのではありません。従来の支拂の遅延いたしました理由は、この支拂が借賃、それから接収されましたときに離作料とか、立毛料とか、移転料といったものを別に支拂っておりますが、月々支拂います借料につきましては比較的順調に行われております。但し昨年実際の面積と帳簿に載っております面積との差異を再調査しろという軍の命令がございまして、この期間に非常に支拂が遅れたのでございます。これは単に農地につきましてはかりでございませぬ。家庭につきましても同様でございませぬ。と申しますのは、その当時値上げを要求いたしましたその関係から、軍のほうで再調査をして正確化した上で拂えというふうなきつい命令が参りましたために、その間支拂が停止されたのでございます。只今では少いといつて御非難は受けながらも、借料のほうは比較的順調にお拂いしておる次第であります。

それから補償料のほうにつきましても、ここにも書いてございませぬ通り、率直に申上げまして支拂済額よりも未支拂額のほうが多くなつておるのであります。これは問題になりました土地につきまして、当初農林は地方だけで取扱つておりましたものを、途中で特調に代りまして、正式のPDと申しましたので、向うの要求が出て参りましたものより支拂い許可したというふうな事になりまして、そのPDなるものがなかく軍のほうの都合でございませぬ。それから占領財産と民有地の誤認の問題もございまして、これを是正いたしますために手取取り

ました。それから渡邊令書の交付が遅れておる、こういうふうな関係から支拂いがなかくできない、それから拂下移転登記がまだできていなかつたというふうな関係から、或いは又いろいろ法規等の関係もありまして、この支拂いすことについてなかく軍の承認が得られなかつたのであります。我々としても鋭意交渉いたしておる次第であります。近く相当なものが拂われ予定でございませぬ。甚だ簡単でございませぬが、二項はそのくらいにして、更に御質問によりましてお答えをすることにいたします。

五項は只今ちよつと触れました通り、関係守と十分協議いたしまして検討いたしました上、公正妥当なものにいたしたいと考えておる次第であります。それから第六項でございませぬが、ここにも書いてございませぬ通り、この終戦処理費の予算と申しませぬが、特庁の仕事と他の役所の仕事は違ひまして、特調のほうでその年度の計画を立ててその予算を計上するという形にこれはなつていないのであります。総括的に計上され、いろ／＼要求が出ましたときに借上料、補償金は軍の承認いたします利率によりまして支拂うという予算措置をいたしておるという状態でございます。その支拂支出額等につきましては、ここに別表に掲げておきましたので御覧願いたいと存する次第でございます。

○委員長(羽生三三君) 引続いて警察予備隊関係の御説明を窪谷経理局長にお願いいたします。  
○政府委員(窪谷直光君) 警察予備隊関係の資料につきまして御説明申し上げます。

第一項につきましては、別に不動産の調書を提出してございませぬので、それで御覧願いたいと思ひます。只今までのところ、ここに掲げましたものが現在予備隊が恒久的に使つておるものでございませぬ。そのうち予備隊自体で購入をいたしましたものが今日までで二十九万四千坪ということに相成つております。そのうち宅地が二十四万坪であります。農地を買いましたものが四万七千坪ということに相成つております。それから更に公共団体所有の土地を使つて頂いておるものがございませぬが、それはその下のほうに書いておるものでございまして、三十二万五千坪、そのうち宅地が九万二千坪で、曾つて農地でありましたものが二十三万三千坪というふうなことに相成つております。それからそのほかに演習等で随時地元のかたの御承諾を求め使つておるものがあるものでございませぬが、これが私どものところではまだ全取的に調査が行届いておりませぬ。現在取急ぎ調査をいたしておる状況でございます。

それから第二項につきましては、金額の多額に上りますものは地方からの申請によりまして、中央でそれを審査をして地方に予算を配付して、それで支拂つておるという状況でございます。金額の多額に上りませぬものは、各部隊にあらかじめ配付をいたしました資金の中から、その使用料を支拂つておるという状況に相成つております。ただこの支拂の状況が必ずしも円滑に行つていないというのを各方面から最近になりまして聞いておるのであります。これらの実情につきましても、目下調査を取急いでおります。できるだ

け早い機会にその処理をいたしたいというふうな考えでおります。  
三項につきましては、現在予備隊で使用しております土地が、先ほど申上げましたように買収をいたしました使つておりますものは営舎がございませぬ。その敷地及びそれに附属いたします構内と申しますか、営舎構内というものが殆んど全部でございませぬ。これらにつきましましては、返還という問題は恐らく起らないと思つておりますが、そのほかに随時地元の御承諾を求めて使用いたしております土地で、御迷惑をかけたおるものにつきましましては、何かほかに適当な土地がございませぬれば、それとのやり繰りということとは是非とも考へて行きたいというふうな考へております。

それから第四項の今後の使用の問題でございますが、警察予備隊だけのことを考へて一応私どもの希望的なことを申しませぬ、警察予備隊は相当機械化された部隊でございませぬので、相当大きな訓練場と申しませぬが、演習場と申しますか、そういうものが必要なわけでございます。現在七万五千の配置を四つの管区に分けておりますが、それぞれその管区に大きな訓練場として一カ所千二百坪程度のものが一カ所ずつ欲しいというところであります。ですから一管区内に二百五十坪乃至三百万坪程度のものを三、四カ所欲しいというところであります。それから更に営舎の附近に二十五万坪乃至三百万坪程度のものが必要であるということになつております。それから更に営舎の構内と申しますか、或いはそれに附属した土地といたしまして、これは極く初步の基本的な教練をやる場所でありませぬが、むしろ構内というふうな考へて

頂いたほうが適当だと思われるものであります。これが各営舎ごとに三万坪乃至六万坪程度のものが、訓練を理想的にやつて行きますためには必要なわけでありませぬ。ところがこの日本の狭い国土ではなかくこれだけの訓練場を入手するということは非常に困難と申しますか、不可能に近いような問題とも考へられるのであります。差当り二十七年予算におきましては、北海道地方に、これは大部分が原野であつて、別に農林経営について先ず大した支障はないんではなかるうかと思われる候補地を選びまして、それを一カ所購入をいたしたいという計画を予算に計上いたしておりました。それから更に一番小さい三万坪乃至六万坪と申しませぬものにつきましても、これは是非とも最小限度のものでございませぬので、これの入手の予算を二十七年予算に計上いたしておりました。それ以外の地方におきます大きな訓練場の問題、更に中訓練場、それから営舎の附近の二十五万乃至三百万坪というふうなものにつきましても、もう少し事情を調査した上で処理をいたしたいというふうな考へておりました。予備隊費の予算の計上にはこれを差控えておるような状況でございませぬ。これらの点につきましては、現在連合軍が使用いたしております訓練場の共同使用ということも考へられますし、又そのうち或いは日本側に返還になるようなものもあるかも知れませぬ。まだそれらの状況がはつきりいたしませんので、そういう状況をはつきりさせました上で各方面のことを考へ、適当な対策を立てたいというふうには考へておるものであります。目下のところ各種の状

況を調査した上で処理をいたしたいというふうな考へておりました。予備隊費の予算の計上にはこれを差控えておるような状況でございませぬ。これらの点につきましては、現在連合軍が使用いたしております訓練場の共同使用ということも考へられますし、又そのうち或いは日本側に返還になるようなものもあるかも知れませぬ。まだそれらの状況がはつきりいたしませんので、そういう状況をはつきりさせました上で各方面のことを考へ、適当な対策を立てたいというふうには考へておるものであります。目下のところ各種の状

況を調査した上で処理をいたしたいというふうな考へておりました。予備隊費の予算の計上にはこれを差控えておるような状況でございませぬ。これらの点につきましては、現在連合軍が使用いたしております訓練場の共同使用ということも考へられますし、又そのうち或いは日本側に返還になるようなものもあるかも知れませぬ。まだそれらの状況がはつきりいたしませんので、そういう状況をはつきりさせました上で各方面のことを考へ、適当な対策を立てたいというふうには考へておるものであります。目下のところ各種の状

況が判明いたしませんために、二十七年  
年度予算には極小限度のものだけを  
を計上いたしたわけでありませぬ。従来  
この入手いたしたものにつきましま  
しても、先ず国有地の利用というものを  
私どもとしては第一に考えておるわけ  
であります。それから公共団体等で提  
供できるような土地、更に山林、原野、  
山林のものを先ず物色と申しますか、  
調査をする。農地、開拓地等につきま  
しては、できるだけこれを避ける方針  
はとつておるのでありますが、中には  
こういう土地も或いは御割愛を願わな  
ければならぬような事態も起つて来る  
のではなからうかというふうにお考え  
おる次第であります。併しながら方針  
をいたしましては、できるだけこれを  
避けて行きたい方針は従来ともとつて  
おるわけでありませぬ。将来といえども  
この方針は変えないという考えでござ  
います。

それから次の第五項の使用料及び補  
償金額の基準と申しますか、という問  
題でございますが、これは私どもが過  
去におきまして入手をいたしました経  
験から申しまして、必ずしも全国的に  
適用できる算定基準ができるであらう  
か、どうかというのを若干危ぶんで  
おります。入手をいたしました場合に  
は、その地の農業者委員等の意見も十  
分に聞いて処置をいたして参つたので  
ありますが、各地の慣行と申します  
か、慣例と申しますか、そういうもの  
が若干の開きがあるようございま  
す。例えば自作農等につきましても、  
二年、三年というふうな地方もありま  
するし、やや長い地方もあるようであ  
りまして、必ずしも全国的に一律の慣

行でもないようであります。併しなが  
らこれらに何か全国的な一つの目安に  
なる基準があれば、私どもが仕事につ  
きます上についても、又その土地を使  
用させて頂くかたんにとつても両方  
に便利なものでございませぬので、農林  
省、大蔵省、又同様の事情にありませ  
特別調達庁と相談をいたしまして、適  
正な算定の基準を至急に作りたとい  
うふうにお考えおる次第であります。  
それからこの使用料等の補償金の算  
定の措置でございますが、二十六年  
度につきましては、この状況が予算編成  
当時におきましては必ずしもはつきり  
いたしておりませんでしたので、極く  
僅かの金だけしか計上はいたしてござ  
いませぬけれども、適正な補償金な  
り、使用料なりは他の費目からの流用  
を、大蔵省の承認を求めまして処置を  
いたして行きたいというふうにお考え  
おります。二十七年年度につきま  
しては、これもまだ状況が必ずしも明確に  
なつておりませんが、今日までに集め  
られました資料等を基礎といたしまし  
て、その補償金等の予算を計上いたし  
ておるのであります。先ずこの程度  
の計上をいたして置きますれば、差当  
りの需要は賄えて行けるのではなから  
うかというふうにお考えおります。若  
しそれによつて予算が不足いたします  
場合には、或いは又他の費目からの流  
用なり、更に大蔵省に対して予算的な  
措置をお願いした上で適正な処置をい  
たして参りたいというふうにお考えお  
ります。

大體警察予備隊関係の資料の御説明  
は以上の通りでございます。  
○委員長(羽生三七君) 農林省並びに  
特別調達庁、警察予備隊関係、それぞ  
れ一応の御説明があつたわけでありま  
すが、以上の政府説明について質疑が  
ございまして、御開陳を願います。  
○宮本邦彦君 先ほど農地局長の言わ  
れた補償の一斤あたり平均額というや  
つをもう一度……さつき数字をちよ  
つと聞きそなたつたんですが、  
○政府委員(平川守君) これは先ほど  
も申し上げましたように、一つの基準案  
でありまして、これを具体的な農家に  
当嵌めました場合においては千差万別  
になるわけでありませぬ。ただ普通の中  
庸の自作農というふうなものをつかま  
えまして、それと他所々々によつて非  
常に違つたわけでありませぬ、非常に大  
ざつばな話を申し上げましたので、百  
十萬乃至二百數十萬円というふうな  
非常に幅のある数字を申し上げました。  
そこでこれは勿論具体的に非常に千差  
万別になるわけでありませぬ。  
○委員長(羽生三七君) 速記をとめて  
下さい。  
〔速記中止〕  
○委員長(羽生三七君) 速記を始めて  
下さい。  
○宮本邦彦君 私まあいろいろ／＼煎じ詰  
めて行けば、こまかい問題はたくさ  
んありますが、これは又進行してから  
に申上げるのがいいんじゃないかと思  
う。そこで一つだけちよつと御注意申  
上げて置きたいというふうなことに結  
論はなるんじゃないかと思うのでござ  
います。これは戦前もそうだったん  
ですが、今後恐らく機械化部隊になり  
ますと、戦前の演習地以上に、今お話  
になられたような突撃射撃や、そんじ  
やうものが行われる、又陣地構築の演習  
地とか、そういうものが行われるんじ  
やないかと思うのですが、戦前、実は

私も演習地を見て参つたときに、ど  
この演習地も必ず荒れていられるん  
です。そのためにその直ぐ末流にある  
の農村の農地の被害というものは相  
当大きかつたんです。ところがこれが  
大河川でございますと、荒廃地復  
旧とか、或いは河川改修とか、いろ  
んな問題で扱われるのですが、演習地  
というものは、大體平坦な山麓の突  
つめが演習地であつて、その演習地の  
直ぐ下が耕地なんでありませぬ。その  
演習地の荒廃は、実は戦前も大分あつ  
たんですが、御承知のような情勢な  
んだから、うかつかり軍のほうへ言  
つて行くと叱り飛ばされて、ほう／＼  
のていで農民は従つて来たという実  
情が多かつたんです。それで今回も  
どうせ演習地となれば、そんじやうな  
地形のところは選ばれるにきまつて  
おるのでございませぬ。これは丁度  
農地局長もおられる御一緒のところ  
だから、特に私からお願い申上げて  
置きたいことは、必ず演習地にはそ  
んじやうな対策を御考慮になつて頂  
きたいということなんです。これはと  
かく軍だとか、警察だとかいふもの  
は、日本人は非常に何と言  
いますか、事大的な観念がまだ抜け  
切らないで、戦前にそんじやうな  
目にあつておりますから、そんじや  
うなものに對しては農民個人はな  
か／＼／＼どこへも言つて行けない  
のが実情なんです。そんじやうな  
この被害が割合大きいのでございま  
す。はつきり申上げますと……これ  
は私そんじやうな事例を諸君で  
見ても参つたんです。この被害は私  
今後見ても／＼／＼／＼／＼／＼／＼／  
各関係のかた／＼がお揃いでござい  
ますから、是非そんじやうな御考慮  
をお願いしたい。できれば私、軍に  
そんじやうな知識に明るい方を一人  
くらい置いて頂いて、そんじやうな  
対策を立てておいて頂きたいとい  
うふうな気がいたすわけございま  
す。若しそんじやうな御構想を持  
つておいてになるか、承ればな  
お結構なのでございませぬ。一言お  
伺いいたします。

○政府委員(長岡伊八君) これまでの  
軍関係のそんじやうな損害につきま  
しては、実は接収いたしておりませ  
ぬ地区は、原則として皆出て行け  
ないというのが原則でございます。併  
し実際問題として、現地部隊の承認  
によりまして耕作を続けて行くとい  
うのが大分ございませぬ。今宮本  
さんのお話は接収地外の問題に及  
んで来ると思つておるのでございま  
す。この点につきましては、今後お  
話の通りに非常にお慮しなけれ  
ばならぬ問題があるように……同感  
でございますが、従来はこの点につ  
きましては、進駐軍の行爲に基き  
まして発生いたしました損害につ  
いては、特調が一切タツチいたして  
おられます。タツチできないのでござ  
いませぬ。これに對しましては、御承  
知の厚生省の關係で見舞金が出て  
おるのでございませぬ。横田基地に  
墜ちました飛行機の問題で、あれを  
契機といたしまして、多少増額され  
まして、現在のところではあつた  
のはかに救済の途が実をい  
はせたいと思つたのでございませぬ。  
今後の問題といたしましては、こ  
の見舞金の問題と併せて考慮される  
べきものではないかと、かように考  
へております。

○**鶴島連次郎君** この開拓地接收問題について、これは衆議院の当該委員会等でもすでに活発に論議されたところでありましたが、私は参議院の農林委員会ではまだ……この問題について詳細な資料要求をおつたのでございませぬが、漸く本手に入れたので詳しいところがまだわかりませんが、総括的な問題について二、三お尋ねして行きたいと思ひます。それは主として開拓地ばかりがなせ接收されるかということ、これを第一に伺いたいと思ひます。それは先ず開拓地を指して接收をされておる今までの事実から、どういふわけで開拓地だけを主としてお選びになっているのか、その点を一つお聞きしたいと思ひます。

○**政府委員(長岡伊八君)** 御承知の通りに軍で開拓地を接收されたものがございませぬが、これは特に開拓地を指して接收されたものだと思われませぬ。ただ旧軍用地でありましたものが、もう不要であろうというので開拓地に使用されたのでございませぬ。ところが軍のほうでは、もと軍が使つておつたのだからこれは占領財産である、従つてこれを接收するといつたような問題が起つたのは承知いたしております。例えて申しますと、今問題になつております鳥取県的美郷に旧軍が買収いたしました土地があつたのであります。これを大蔵省から農林省に引継がれて、農林省でこれを開拓地として分割されました、入植地とせられたのであります。軍のほうではこれは固有地である、元の占領地であるからこれは接收すると、こういう通知が参つたのであります。この問題につきましては、幸いに大部分が接收を恐らく免かれ得る

という見込みが付きましたので、一同安心いたしておるのであります。特調をいたしましては、どこを接收する、どこを自当にするということなしに、軍の指令に基いておるのでございませぬが、軍も開拓地なるが故にということではななくて、只今申上げましたような関係から開拓地が選ばれた場合が多いのではないかと想像いたします。

○**鶴島連次郎君** 結果は、殆んど大部分が接收されておるので、アメリカの目標は開拓地を無視して旧軍用地であつたということであつても、結果は開拓地であつた場合が大部分なんです。これは表の通りです。そうすると、つまり開拓者というものはその大部分が被災者であるとか、或いは旧軍人であるとか、或いは満州からの引揚開拓者であるとか、こういう方たちです。いわけ一貫の人たちです。そうすると、結果は現在においては弱い者いじめになつておる。こういうことになつておつて、而もこの表で拜見いたしましたも、借地料にしても、特にその他

の補償料のごときは問題にならない少額しか出ておらないということなんだから、一番弱い者に目を付けて、そうして而も何らの同情假借なしに土地は取上げて、演習は勝手にする、ひどいものは家屋敷を置いてさつと出て行くという措置をやらして置いて、そして而も補償に至つては、いや、それはアメリカがやつたので、日本は知らぬのだ、こいつて見ても、それは余りにも酷だと思ひます。ですから私は予算上のいゝな観点もあると思ひますが、只今の御説明によると、方針としては今後新たに開拓地の接收はし

ない、努めて避ける、こういう御方針のようですが、今度は例の行政協定による予備作業班もいゝく実際の実務に着手するようですが、今日までの段階における国の大きな建前からの方針は、新たに開拓地に向つては接收しない、こういうことをここではずきり了承して間違ひありませんか。

○**政府委員(長岡伊八君)** この問題につきましては、今後作業班で相談いたしまして、合同委員会にかけてきまる問題だと思ひます。これまでの経過を見ますと、軍のほうにおきましても、これは前回の委員会でもすでに申上げたかと思ひますが、相当こつこつた接收地につきまして、盡力をいたしまして、問題の起らないように、場合に

よりましたら接收地域を、先ほど申上げました美郷の問題でも縮めて行くほかの地区につきましても起るであろうという危険を考えた上で接收するといつたような態度に出しておるもので、條約発効後におきましては、一層こういう点が考慮せられるものであらうと、こう考へておられます。この希望は我々もいたしましては、合同委員会にこれを十分伝えまして、ここで調整して行くようにいたしたい、かように考へておられます。

田畑に至つては実に四百十二円という値段である。到底これでは問題にならないので、これは管理部長も安いといふことを自認しておいでになるのですから、これは一律値上げをする用意があるか、上るとすれば幾らになるのであるか、それを一つお聞かせ願ひたい。

○**政府委員(長岡伊八君)** 軍関係の借地料が安い、この地代が安いと申されますのですが、これは実は今日までの土地は

○**委員(長岡伊八君)** 理事岡村文四郎君委員(長岡伊八君) 全部接收と申上げますのは、買上げておるのではありません。これは或る時期に返されるであらう、返還といふことを前提にいたしておられます。ただこれが今日まで、終戦後思いがけなくも今日まで延びたのであります。この補償は従ひ従ひまして年々借りられます借賃と、それから接收されましたときに離作料とか、立毛料とかいふものを拂つておられます。今後土地によりましては相当長く使われるであらう、又土地の最も変形してあり、而もこれを返しても元の土地にするためには非常な金がかかる。こういうものは現在でも買ひ上げる方針をとりまして、改めてこれには地代を拂ひ、地価を拂うことにはいたしておられます。借料につきましては、固定資産価値を基準にいたしまして、これはきまつておりますので、この表に基きまして現在に補償いたしておる次第であります。今後の問題につきましては、先ほど農地局長からも御説明がありました通り、案を十分練りまして公正妥當

のものにでつち上げた、かように考へております。

○**鶴島連次郎君** それからその次は、そうすると、さつき農地局長が説明されたこの別冊(D)といふこの算定基準ですが、これは単に農林省案ということになしなかつたのですか。その点をお伺ひしたい。

○**政府委員(平川守君)** これは、この案文にもありますように、まだ政府として確定したわけではございませぬ。ただ農林省といたしましては、いろいろの慣例も勘案いたしまして、大体こういうふうな基準であれば妥當であるとかいふことで要望をいたしました。而もこれについては大体の考え方としては、委員会においても特別調達庁においても妥當ではないかといふことで、今後一致してこういう方向に努力をしようといふことで考へておられます。

○**鶴島連次郎君** それでは次に、これは警察予備隊関係になるかと思ひますが、さつきの御説明で予算がどうも足りない、足りない場合には予算を流用するといふお話でありましたが、一体予算を流用するといふなら、どういふところから財源を求めらるのか、これについて一つ数字的な見通しを承わりたい。

○**政府委員(平川守君)** 二十六年度は、先ほど申上げましたように、この関係の計上の予算が非常に少く、あと足りない部分につきましては、只今のところでは大体何と申しますか、投資費と申しますか、借料、損料の系統、それから輸送費、これは若干アメリカから貨物を受けております武器の輸送費を日本側で負担しなければならぬまい



ということで見てもおつたものが若干ございませう。そういうものから流用することによつて、二十六年度は措置がでるようになるかと思ひます。それから二十七年年度につきましては、先ずこの程度であれば大体やつて行けるであらうというふうな考へておられます。若し万一足りない場合には、他の費目で節約の出来るものがありますれば、先ずその節約を考へる。それからどうしても節約が出来ないという場合には、大蔵省に予備費の支出を要求して、それによつて措置をする、或いは又国会等が開かれておられますれば、補正予算を提出するというふうな考へかと思ひます。

○**飯島達次郎君** 今の予算の流用と關係して来ると思ふのですが、補償金のうちで未拂済額というのが、さつきの資料によりますと、五十一件で一億七千九百九十九万五千七百四十円、これは一体いつ頃までに拂える見込ですか。

○**政府委員(長岡伊八君)** このうち十四件ばかり、六千七百四十万四千五百円でございますが、これはすでに軍に要求いたしておられます。クレームとして要求いたしておられますので、これは最近に承認を得られるのではないかと思ひます。それからその他の問題につきましては、いろいろ先ほど申上げました不備な点がありますので、軍の承認を得られず今日まで懸案になつて参りましたのでありますが、これもそれ／＼手続をいたしまして、二十七年年度になりましたらば支拂ができるだらうと思ひます。

〔理事岡村文四郎君退席、委員長着席〕

○**飯島達次郎君** 只今の未拂済額については、成るべく速かに拂つてくれるように一つ重ねて促進方をお願いいたしておきたい。それから最後にお願いしたいことは、やはりこの補償の問題についてであります。先ほど平川局長が、離作農家一戸当りの補償として百數十万円から二百数十万円という極めて大ざつばな目標をお示しになりましたが、これはどういふところから弾き出されておられるのか、その胸算用をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○**政府委員(平川守君)** 大体現在までに我々のほうの關係で、土地改良のためのダムの水没地の農家に対する補償の実例がございませう。それも大体このうらやうな基準でやつておられるわけですが、その実例がその辺のようになつておる。それよりやや内輪でありますけれども、これはまあ多少インフレの傾きもありますので、古い実例がどういふふうになつておるか、その点も加味して考へますと、およそさういふ点になるというのであります。

○**飯島達次郎君** 只今大体の算定の基準については、農林省案を中心として各關係機關で大体御了解を得られつつ進めておいでのおうです。私は成るべく速かな機会に、やはりさういふ算定の基礎を確立して頂くことを強く要望いたすのであります。さういふものが決定した場合には、これは今までのにすでに接收されておる農地で借地料その他の形で支拂済の農家に適及できるかどうか。若し適及できるとすれば、借地料或いはその他どういふもの、これが適及適用できるか、その点を一つ。

○**政府委員(長岡伊八君)** 先ほど申上げました通りに、現地接收されておりますものを買上げるといふことになりまます。ときには、相當の地代を今日でも拂うことにはいたしておられますが、さういつたものが結局今度の、仮に大蔵省とも相談いたしまして、適用できるかと思ふのであります。今日まで借賃として拂ひました、立退料として拂ひました、離作料として拂ひましたといふようなものを更に又適りまして、計算し直して拂うといふことは、これは恐らく不可能であらうと思ひます。

○**飯島達次郎君** 先ほど懇談の時間にお話がありました。開拓地を接收されて、或いは軍或いは警察予備隊等が使われる場合には、例えは実包の射撃をされる場合などは、これは時期の如何を問わない、例えは種蒔きの最中に三日間使用禁止、さうやらればその前後合せて五日乃至一週間も種蒔きの時期が遅れば、そのことによつて起つて来る有形上の損害は、これは秋の收穫の時期に行つてかなり大きな損害を與えて来ることは、これはもう皆さん御承知の通りであります。種を蒔くには適期というものがあつて、その時期を外せば品質も悪くなる、収量も少くなるというところは、これはもう農業の常なんですから、さういふ有形上の損害があるわけですが、これはなかなか計算には入らない。さういつたやうな有形上の損害が一つ。もう一つは、さつき山林の例を出されましたが、これはひとり山林に限らず、自分の開拓地が半永久的に、又は期限の定めなしに演習地その他に使われるといふことは、一体どこを墳墓の地として鋤、鋤をとつて入つた開拓者

の人たちが、果してここに永住できるのか、どうか。この年間を通じて、或いはもつと誇張すれば夢寐の間も安心がならないわけですから、従つて家業に打込めないといふ、さういふ精神上の損害といふものは、これは莫大だと思ふ。お互いが毎日さうやつて、我々の歳費、皆さんは国から給料といふものを保証されてさうしてその仕事に全力を盡しておるのと違つて、朝出てが付きまといつておることは、これは家業に精が出せないといふことは当然ですから、従つてそのことによつて起つて来る家庭上の、或いは精神上の痛みなり、或いは農業経営の上及びほのうらやうな無形の損害といふものは、これはもう測り知るべからざるものがあると思ふ。従つてこの問題をもつと案詰めて来る、私も曾つて被害者の一人であつたのですから、はつきり申上げるのですが、これじやとてもやりきれない、ここを捨てて一休業を變えようかと、さういふ岐路に迷つておる開拓者も私は少なくないと思ふ、本當にここを一生の住家として考へたのだが、これではとてまたまらぬ、ここを捨てて何とかな職を更に変更する、土地を求められれば換地を求めて更に移住をしたい。さういふことで物心両面で非常に迷つておる開拓者といふのが少くない実情だと思ふのです。さういふ人に対して、なお且つ困では補償その他の問題に關してはとるに足りない額しかこれは與えておられない、現在もなおそこがまだこれを安心せしめるに足るだけの補償といふことですか、裏付けがはつきりしないといふことですか、これは開拓地全体に及ぼす影響は実にこれは莫大だと思ふのです。自分の入つておる土地が現在までは被害地ではないけれども、これからさういふ指定をされれば同様の運命になることを考へて、日本全体の開拓者に及ぼしておるこの問題の影響といふものは、これは私は見逃し得ないと思ふので、どうかそのところを十分一つお考え頂いて、さうしてせめて今まで接收をされておる開拓地については、もうこれは買上げなのだ、これは数年後には返すのだ、そのところを先ず成るべく早く、合同委員会のこれは議を経ることでしようが、早くこいつを先ずおきめて頂きたいと思ひます。返すのか、買上げるのか、これを成るべく早くおきめて頂くといふことが先決だと思ふのです。その際に、できるだけ返すという方針の下にさういふ作業を進めて頂きたいといふこと。それから第二には、これを買上げるなり、或いは返すなりといふことに、それ／＼のこの一覽表に載つておる土地について作業が取進められて行くと思ひますが、買うか、返すか、いづれかに決定した場合には、それに間に合ふやうに速かに補償算定の基準を一つおきめて頂いて、さうして昭和二十七年年度の予算等では、差当りはこれは間に合ふと思ふといふお話をさうから、一つさつと予算をこれに裏付けして頂くと同時に、若し足りなくなる危険があれば、臨時国会を待つて、予算の補正ではなかなか間に合いますまいから、その場合にはどうするといふことまで關係機關でお考え頂いて、そしてこの算定基準がさつたら支拂を後日に遅延しないやうに、流用の財源等についても今から一つお考え置きを願ひたい。これをさつき申しましたやう

な、全体の大きな生存権を脅かして  
おる、この大きな精神的の動揺と不安  
を成るべく一掃して頂くように、せめ  
て国の立場においてこの方針だけでも  
開明して頂くことを私は要望して止ま  
ない次第であります。どうかこれは一  
つ参議院の農林委員会としても、国会  
の問題としても、資料で拜見いたしま  
すと、土地の面積にしてもかれこれ一  
万町歩に及んでおりますし、戸数にし  
ても八千戸以上にこれは関係する大き  
な問題でありますだけに、この点につ  
いては農林省初め、特別調達庁や或い  
は警察予備隊等の関係機関でそういう  
方針をきめて頂いたら、成るべく速かに  
そういう大きな方針を責任のある立場  
で、これは開拓民或いは全國民に親し  
めるような措置をとって頂けるか、ど  
うか、これを一つ最後にお尋ねして私  
の質問を終りたいと思つております。

○政府委員(江口見守郎) 警察予備  
隊関係についてお答え申し上げます。警  
察予備隊関係の演習場などの問題につ  
きましては、訓練の都合が昨年の秋頃か  
ら急に進んで参りました、いろいろ開  
拓地問題などに関連した非常に面白く  
ない問題を引起しておるのでありまし  
て、いろいろ農林省方面或いは今まで  
進駐軍の関係の仕事をやつておられた  
特調方面ともいろいろ御相談しており  
ますので、その基礎がきまりますれ  
ば、遷延して参ります事態もばた／＼  
と片付く、従ひましてその先例ができ  
れば、二十七年度早々くらいからは、  
そう引延ばして迷惑をかけずに、只  
今お話のありましたような線に沿つて  
適切な手を早急に打つて参りたい、こ  
のことは十分に念頭に置きまして、今  
後の作業を進めて行きたいと思つて

○岡村文四郎君 農地局長にお尋ねを  
いたしますが、先ほど局長が、買収し  
た土地に対する大きさのばな、これは千差  
万別なか／＼きちつとはきまらな  
いと思つて、百何十万或いは二百何十  
万というような話をされたのでありま  
すが、飯島さんの御質問のお答えに、  
どういふものを基準にして考へたか  
といふことでありましたが、大体旧来や  
つたいろいろなダムとか、或いはその  
他の工事に買収したものを基準にして  
見たというお話であります。これは感  
覚を全然変えてお考へになつておかん  
といかと思つて、いろいろお話を  
聞いて見ますと、日本の旧軍隊当  
時の演習その他のときと違つて大分坪  
数が大きくなつておることでありま  
す。そこで今買収しようと思つておる先  
ず目標は旧軍用地が多いと思つて  
そこで旧軍用地の大部分は、今度入植  
にお入りになつて粒々辛苦して、殆ん  
ど全部開拓できまして、六分が、九  
分になつたものもありましたよ、そ  
れを買収する時分に、昔買収したその  
感覚で価格をおきめになることは非常  
な間違いだと思つておるのですが、局長はど  
う考へておられますか。

○政府委員(平川守善) 昔の買収した  
価格というのがどういふ意味か明確で  
ありませんが、要するに私どもの補償  
の考へ方としたしましては、粒々辛苦  
して漸く管農安定の緒についた農家で  
ありますから、これを接収するにつ  
きましては、ただ単にその財産が一般の  
市価で幾らであるというようにことだ  
けでなしに、引續いて他の開拓地に移  
るなり、何なりして安定した生活を維  
持できると、その基礎を興え得るとい  
ふことを目標にいたしました、この補

償の額は算定すべきものというふう  
に考へておるわけでありまして、ただ單  
に畑の公定価格が幾らであるとか、或  
いはその他の建物の償却を計算して引  
いて見るに幾らになるか、そういう意  
味の補償だけではいけないと思つて、  
そういう意味において、離作料その他家  
屋の移転料とか、或いは新しくそれ  
に似たものを作る場合の価格を補償す  
る。いろいろ考へておられますこと  
は、要するに象徴的に申せば、同じよ  
うな農業経営をもう一度再現すること  
ができる。そういう生活を續けて行  
ける、その基礎を再び作り得るとい  
うのでありますから、考へておるので  
ありますから、まあ昔のといふ意味  
は、恐らく国の威力で相当叩いたとい  
うようなお話かと思つておるが、そう  
いふ考へは手頭持つておらんわけであ  
ります。

○岡村文四郎君 それでは方向を変  
えてお聞きをしておきますが、確かに  
移転をしなければならぬ農家ができて  
来ると思つておる。それでそれをどこ  
の新開地へやろうという計画を立てて  
おると思つておる。それを先ずお聞き  
したいと思つておる。

○政府委員(平川守善) これは一応補  
償の問題とは切り離して考へてはおり  
ますけれども、農林省におきまして  
も、新しい農地の助成開拓でありま  
すとか、或いは干拓開拓であります  
とか、或いは一面において行なつてお  
るわけでありまして、そういう新しい  
適地を、そういうことのために離作し  
なければならぬような人々に優先的に  
興えようというふうなことは十分  
分岐したいといふと、かように考へて  
おります。

○岡村文四郎君 今までで敗戦前の日本  
の農業の姿と、敗戦後の今日とは御承  
知のように実に打つて変わった線にな  
つております。どこそこへ行きたいと  
思つて、値段がよいと思つて買おうと  
思つても家がなか／＼ないといふのが  
現在の状態でありますから、その買収  
をする価格というものは、今お話のあ  
るような程度の考へ方では当然  
私には不可能だと思つておる。そこで買収し  
ようという土地は恐らく五反百姓はあ  
りません。それが五反百姓しかないよ  
うな所には恐らく演習地も、又その買収  
するようないふを建て場所もないよ  
うと思つておる。そこでそういう今頃の百何十万  
や二百何十万を基準にして考へてお  
たのでは、買収されて行く人の迷惑は  
当然なんです。そこで私はお尋ねいた  
しましたのは、準備があるかといふこ  
とは、例えば北海道の開発を利用して、  
そして買収された農家のかたが  
安住の地として行き得る所ができま  
す。これは買収された人々をやる所だ  
と、こういうことで優先的ではなくて準  
備して、そして土地改良も施す。例え  
ばトラクタを入れて起して、そして家  
まで建て、そしてあてがうといふこ  
とになる、そして面倒なくできると思  
うのですが、今までのような、まるで  
無計画、無軌道で、金は甚だ低調で百  
何十万、二百何十万では甚だ迷惑はき  
まつておる。それでどうぞ、どうぞで  
な、今言つたようにちやんと一定の場  
所がありましたら、北海道の今やろう  
としております岩見沢附近は、これ  
は誰でも行きたい。最も市に近くて、  
北海道の中央で、石狩原野の真中で、  
ああいう所で、何千町歩もないので

ありますから、そういう場所をとお  
ておいて、そういう所を行き場所に  
きめてやれば、そうすれば余り不服  
はなくて行けると思つておる。そうい  
う準備がなくて、漫然とこういうふう  
に没収するといふことでは、百何  
十万、二百何十万でどこか行けるであ  
らうと、安心して行くといふには、今  
お話のあつたような金では行けません  
。そこで國民全体がどういふ言  
じやないの、ごさいますから、迷惑を  
こうむる人のほうを負担するので、國  
家負担があるのに何も苦痛はないと思  
うのです。そこで憲法第九條ができた  
時、戦争は放棄するといふことで、一  
切考へたことではない。ところが甘い考  
えを持つておつたもので、ところが、こ  
ういふことになつて、又繰返すことにな  
ると思つて。迷惑をこうむる人々を殆ん  
ど出さないようにすることが初めてで  
から、非常に國民に意思の動揺をさせ  
ない手段でありますから、そんな甘い  
計算や駄目なんです。これは予備隊  
のほうもみんな考へてもらわなけ  
ればならぬと思つておるが、万更組  
んで見ても、そんなに何百億の金も要ら  
んと思つておる。そういうつもりで潔  
よく、止むを得ない、演習の必要なら  
立つて行くと、その代りこへ行くん  
だといふことを急速にする必要がある  
と思つておるが、そういう意思があるか  
ないか、一つ……。

○政府委員(平川守善) 岡村さんのお  
説誠にその通り御同感でありまして、  
これはたま／＼國のために必要な仕事  
によつて或るかたが犠牲をこうむるわ  
けであります。これに対しては精神的

の損害までは補償できないにいたしましても、少くとも経済的な不利をこうむることはないようにするのが当然だといふふうにも思われなければなりません。ただお話を計画的にという点が、まあ演習地なり、或いは予備隊の要求そのものがまだ必ずしも、そういう年次計画を立ててどうこうというふうになつておられません。又一方農地の造成のほうは必ずしも右から左にはできないという状態にありま

すために、現在具体的に何戸を移して何戸をどこへ入れるというところまで行つておられません。併し農林省のほうで年々開拓なり、或いは千拓なりの事業をやつておられ、年々或る程度その面積は完成をいたすわけでありまして、それとこれとを眺み合せまして、できる限りこれに結び付けて、その結び付け方といたしましては、できる限り優先的にこれらの人々を今のような造成地に入れて行くといふところ、今後具体的なことに……、米軍のほうは今後の折衝は具体的に起るわけでありまして、又予備隊のほうも同様であると思つたので、具体的な地域々々の折衝と同時に、その影響を受ける戸数も出て参ります。それによつて農林省の造成地と眺み合せて、具体的な結び付きを考えて行きたい、こういうふうに考へておられます。

○岡村文四郎君 農地局長のお話も一応わかりましたから、今度は警察予備隊のほうにお話をいたしますが、どうもこんな無軌道な計画でなくて、ちゃんと計画を立てて、そしてやるのが本当だと思つたのですが、実は去年のいつ頃でしたか、北海道の沿岸の予備隊の演習地或いは兵舎の回收の問題について

法務総裁を私は呼んで聞いたところが、人を集めればおるところがないでもかまわれないやないか、人さ集めれば……、自分はおこつてみたのです。まあ、無計画です。今日びになつたら、もう少しはつきりした計画を立てて、それだけあればあなたたその役目はやれませんか。そういうことでなければ迷惑するのはみんな国民ばかりです。ですから警察予備隊にしろ、何にしろ、要るものは要るとわかつておらん、計画を立ててもらつて、立ててもらわんとできません。若しそうでなければ駄目だ。それ以上の計画は受けません、こうお願いしたいと思つたのです。そういうことを今注文してみても、農地局長は大変お話を尤もだが、どうも予備隊のほうからもしつかりしたこと

がわかりませんからできませんというお話なんです。そんなことででは駄目だ。そんなことで人を集めてごちやごちややるから国民は迷惑をこうむる。そうであるから、ちゃんとゆとりをつけてやるように準備すればスムーズに行くとお思います。北海道の開拓地におります人は非常に山奥なのです。ところが四十年前から自分の心魂離れした新開地でありまして、何処山奥でもやはり開いたところに非常に何かしら持つていて、今のところ出て行くことは非常に無理が行くし、困難であるし、計画的にちゃんとやらなくて、突発的にできるものじやないのですから、もう様子も報告を聞いてわかつておられますから、それを示してやるようになければいかんと思つた。それを国民の迷惑もかまわれないで、上から言うのを待つておるんでは駄目です。そんなこと

なら誰でもできる、部長も局長も要らないわけですから、それでなければ、しつかりしたものがなければやめてもらつて、国民の多数の迷惑もかまわれないでやるというところは国民なんです。しつかりした計画がないといかんと思つたから、その点お願いしておるわけです。

○政府委員(江口見守君) 御承知だと思つたが、当初は予備隊といたしまして七万五千の隊員を急遽集めるといふことが唯一の目的であつたわけでありまして、従つて沿岸の例もそうでございます。従つて、何か利用できる建物、主として国有財産或いは公有財産、勿論会社の工場なども買収したものであります。そういうことで買収した御迷惑のからない建物に至急に入ること、修理して、そのほうに入るといふことが第一段階であつたのであります。ところがその後だん／＼訓練計画が進んで参りました。貸與の武器なんかもだんだんはつきりして参りましたし、それによつて訓練するといふ場合に、これは演習場の問題がだん／＼と具体的な問題になつて参つたのであります。いろいろ地方で、どの附近に演習場を作ろうかというところで調査中でありまして、その結果いろいろと御迷惑を附近のかたにかけておると思つたので、できるだけこれは速かに、どこか土地だけを……、決してそれ以外はもう手を付けなさいのだという方針を速かに決定したものだと思つておられます。一面におきましては、狭い国土でありますので、現在の進駐軍が使用しております演習場も予備隊として共用して参つておるという線も申入れをいたしておるもので、この線も固ま

れば、他のほうの農地は手を付けなくして済むということもあろうかと思つたすし、両々相待つて至急に計画を確立するよう目下努力中でございます。もう暫らくお待ちを願ひたい。

○岡村文四郎君 今度は平川局長にお伺いしておきたいと思つたのですが、結局そこで今から開発局長と御相談なさつて、そしてどういふことになると思つたから、これを急速に土地改良をやつて、そして入植がいつでもできるよつにやつてくれ、こういう御相談をして頂きたいと思つた。そこで予備隊のほうではまだきまつておらんやうだが、きつとそうなるのは間違いないと思つたのです。今からそうならんやうにあなた頭の置きよう、使ひ方によつて、決して国民に迷惑するやうになりません。その点は十分遺憾のない措置を講じてもらひませんよう、国内がうまく治まるのも治まらんやうにするのはそんなんです。だから非常にいろいろ／＼反対の声がございまして、これは困を守るためには止むを得ないと我々は考へておる。併しながら、準備をする必要があるけれども、準備をしない、そういう声もたらすことは甚だ遺憾と思つたから、我々国会に籍を置いておる者は、今後は遺憾のないよつに、きつとそういう計画ができますから、これから雪がとけたら早々にやりますから、開発局長に相談して、予備隊或いはその他の買収に対する意見を、農家を入れる所を一つ準備してくれ、こういうことをやつてもらひたいといふことを希望いたします。

○宮本邦彦君 私、細かいことは後日と申しましたのですが、今岡村先生の御質問がありましたので、関連してちよつとお尋ねしたいのですが、私は実は今度の開拓地の問題については、北海道から開拓庁の人たちあたりがよく私どももところへ来るのです。いろいろ様子を聞いて見ますと、予備隊のほうでも非常にそういうところはよく關心を拂われて、そしてできるだけ農地を避けるというよつな御考慮を拂つておられることはよくわかりました。そういう点について私ども非常によく呑み込めるのですが、ただ全国的にこの演習地の予定というよつな意味で御調査なさつておられる所が、大体従来戦前の演習地であつた所が殆んど基準になつておるよつな気がされるのでござい

ますが、何か私構想がちよつと昔のものに余りたわれ過ぎておられませんかという気がするのであります。と申しますことは、私これはいろいろ専門的な見方から、それが條件的にそうなつて来るのじやないかと私思ひのでございまして、ここで一つお尋ねしておきたいことは、この大体農耕地として私ども利用し得る範囲内というものは、この立地条件できまつておるのです。まあ東北ならば大体標高七百メートル以下、七百メートル以上はもう殆んど農耕地としては利用価値がない。又北海道に行けばこれ又違ひますけれども、南のほうに下つて行けば又違ひます。そういうよつなことを考へて参りますと、又従来の構想を変えれば、立派な演習地がこの狭い国土内でもまだ発見できるのじやないか、例えば日本アルプスの標高あたりに参りますと、あの標高の裾野あたりは農耕地には絶対にならん所です。ああいう所

にまだ二千町歩や三千町歩のところがあるのです。はつきり申せば……。ああいう所にも大きな演習地なら或る程度獲得できるのじやないか、けれども演習地を探しておられるかたんの構想がああいうところにもちつとも構想が行つていないように思う。今度承われば、合同委員会というものが出来るのですが、私、合同委員会というものが、そういう技術的な面から何から皆総合されて御選考になれる委員会だと、そういうふうには承わつておりませんが、そういうふうには承わつておりません。どうですか。それからその合同委員会には、そういう方面の専門のかた人も入られるか、どうかということも承わりたい、これが一点でございます。それからもう一点は、岡村さんがお話になられたことに關係が深いのでございますが、実はお話を通り世間で再軍備だ、こう言つておる。警察予備隊や或いはこう言つたところの演習地の必要なのはわかります。そして必要なものは、これはできればえらい不自由な形で以て整備されるべきじやないのじやないか、むしろ必要なのは国として考えて、最もよい演習地を、而も合理的に、先ほどお話しになられたような消極的な考え方はかりでなく、やはり考えられる必要があるのじやないか。それがお話しのように、十分な準備もなく今日スタートされたなら、これは止むを得ないと申すのですが、私は日本の農業という立場から考えて、今後御計画のような演習地が必要になつて来れば、必然的に日本農業の構想というものが大分私変つて来るのじやないかと思うのです。そういう大きな面からやはり

御考慮を拂つて頂かなければならない地のじやないか。ところが先ほど農地局長が予算をとつて、そして適当な土改良或いは開拓などをやつて、その代償地を見付け、そこに適当に移住又は入植をさせて、そういうたかたんの今後の問題を考へるといふことは、これは一人一人の問題じやないと思つておる。日本の農業の大きな構想というものは、これは大きく変革して来るのじやないか、毎年三五千町歩の潰れ地がある。そのうち五千町歩が大体において災害關係の潰れ地でございます。それ以外に三万町歩というものが現に潰れつつあるのです。それを補つて行くといふことは、日本の農業政策の大きな構想の中にちゃんと計画されておるのじやないかと思つておる。そういうたかたんに、年々とおつておるの予算、それで以て賄えるものではないと思つておる。はつきり申上げれば……。そして又實際問題として農地局で以て、或いは農林省算として警察予備隊の、或いは將來拡充されることゝの駐留軍の演習地などの分まで予算が来年からとれると私考へられます。はつきり申上げて……。そういうたかたんと無理じやないかと思つておる。この場合に私は常に考へておるのですが、日本の官庁のあり方として、警察予備隊の予算は農林省の予算だ、農林省の予算は農林省の予算である。警察予備隊の予算ではその關係者の補償があれば、それで終りつておる考へ方、これが私困るのじやないかと思つておる。はつきり申上げると……。それでさつきの合同委員会において私はそこまで考へ

て頂きたい。そこまで考へて頂けるといふ程度の高い合同委員会にして頂きたいと思つておる。で、一例を申上げれば、農民は先ほどもなたかお話しになられたのですが、農民は補償費をもらへば、補償の金をもらへばそれでいいんじやないかと思つておる。はつきり申上げれば……。これは農民というものは、さつき農地局長が大体一戸当り百数十万円なり、二百数十万円要するといふおつしやつたのです。その程度が補償額だ。私はこの補償金が農民の問題ではないと思つておる。これは農民だと思つておるのです。農民というものはやはり農業といふ一つの備つた産業を行なつて行くところのその補償でなければ、本當の補償じや私はないと思つておる。國家が演習地が必要ならば、これは當然適当なところに設けられるべきです。又設けられることは事笑だと思つておる。そうなりますといふと、当然そういうたかたんに犠牲者として甘受しなければならぬ人たちが出ます。この人たちが金銭で補償するといふことは、私は不可能じやないかと思つておる。で、できれば私はこのかたんに立派な農家として、農業を営む國民としてはつきりした補償の計画を立ててあげるということじやないかと思つておる。そういうたかたんに、今申上げましたように日本の大きな土地改良なり、或いは農地改良なり、開拓なりの発達の過程を、その計画を済ませずに、その目的を達成し得るような方向を考へて頂きたいということなのです。そこで以てお尋ね申上げたいと思つておる。そういう考へ方からしますれば、当然それだけのふく

らんだ予算を、農地局で或いは農林省で要求し、それが達成できるものと私は考へられませんか、この補償をで、警察予備隊の予算でおとりになつて、そしてそれを事業に振向けることが出来るか、できないか、そういうふうな御努力を拂つて頂ければ、私は日本の開拓事業が少しも滞滞せずには新らしいものができて行くじやないか。これは全体から見れば、或いは事業的に見れば開拓事業の促進にもなるんでございます。で、農地局長のお話になるように、一戸当り大体百数十万円から二百数十万円ということになります。今後計画しつとあるところの千拓だとか、或いはそういうたかたんに直接關係のないところの新らしい事業ができて得る額だと私は思つておる。で、そういうような土地が予算的に御考慮になることが技術的にできるか、どうか、又できて得るとすれば、さつき、そういうような考へ方がかたんの中にもおありかどうかといふことを承わりたいわけなんです。○政府委員(江口見習書記) 只今お尋ねの初めはほうであります。確かに予備隊の演習場をいろいろと物色いたします。考へ出すものは旧日本軍の演習場はどいうなつておるかというところでありまして、事実各方面で調べて見ますと、進駐軍に接収されておるものが非常に多うございます。残りの部分がどうなつておるかというところについて調査したところが、一部はまだ未開墾であるところが、一部はすでに開墾されておる所も使わせてもらわれないと演習場としては狭いというふうなことで、いろいろ

と地元のかたと話して見ますと、いろいろな点で支障がある。従つてそこは諦めて適當な耕地でないような所、公有地というふうな所はないかというふうなことで、それも探しておりました。確かにお説のように、最初は昔の軍の演習場を探したものでありますから、或いは視野が狭かつたのかも知れません。併しそういう困難にぶつかるごとくに視野を拡げて参りまして、適當なそれ以外のところで使へる所はないかといふことで目下物色中でございます。なお予算の点は農林省のほうからの御回答に廻したいと思つておる。○政府委員(平川守君) 只今のお話の演習地の設定の問題につきまして、私どももまさにその通りと考へておるわけでありまして、我々が農林の見地から見ますと、なお且つ今後開拓可能と思つておるのは全国に七、八十万町歩はあるのであります。いわんや農業には不可能だけれども、或る程度まとまつた山林原野で演習場には適するといふものは必ずや相当あるに違いない。ただ問題は、それを演習地にするには恐らく相當の施設費がかかるのであろう、或いは演習場の便宜という点から見るならば、従来の演習地、或いは更に言えば或るべく耕地に近いようなところが便利だといふようなことはあるかも知れません。併し農業の必要性なり、食糧増産の必要性という見地から、又開拓者の安定というふうな見地から考へれば、できるだけ或る程度の不便を忍ぶ、又或る程度の経費のかかることは覚悟しても、できる限り既耕地をとりまして、新らしい演習地を求めて頂きたい。それにつきましては、私どもはもう開拓適地の調査等で或る程度

の調査がありますから、これも御提  
供しましょう、その中から一つ然るべ  
きところを選んで下さいというので、  
私のほうからも積極的に資料を提供し  
て御協力をいたしまして、できる限り  
そういう方法でやつて頂きたいとい  
うことを申し上げておるわけであり  
ます。この点につきましては、予備隊のほう  
でも大いに協力してやろうということ  
をお話合をいたしておるわけであり  
ます。米軍の演習地につきましても、そ  
ういう方法でできるだけやつてもら  
うように意見を申し上げたいと、か  
ように考えておられます。但し経過  
の問題といたしましては、いろいろ急  
ぐ関係があつて、なか／＼そこまで  
全部そういうわけには行かないとい  
う場合もあろうかと思つておるわけ  
であります。その場合には先ほど申  
上げましたように、移転農家に対し  
ては新たな開拓地等の提供を考  
へておる、こういうことと参りたい  
と思つておるわけでありまして、根  
本的に農地を造成する、例えば干拓  
から干拓において初めからやるとい  
う全額を計上しておるわけではござ  
いません。その分は現在の農林省の  
予算でやつておられますところの干  
拓の費用の上においてそれが載つて  
おる、農家ができれば、こういう今  
は構想になつておるわけでありませ  
ん、考へ方といたしましては、私ども  
一応の干拓なり、開拓の予算を計上  
しております。考へ方は食糧増産の  
必要性というものを根幹に置き、更  
に農林省における新たな次三男の  
問題等も非

常にあるわけでありまして。又箇所の  
問題もありませんので、そういう点  
から考へて必要な数量の干拓なり、  
開拓の予算を計上しておるわけであ  
ります。ここに現在農耕に従事して  
おる者が、新たな開拓地を求めな  
ければならぬという問題が入り込  
んで来ることは、実は我々の計画と  
いたしましては、ただけに備へてい  
たことにはなるわけでありませ  
ん。これは予算の計上としてはい  
ずれに計上するのがいか、テクニ  
クの問題と存じますけれども、併  
し考へ方としては、むしろこれは予  
備隊なり、軍なりのための費用で  
ある、そのために新たな開拓地を  
造成する必要が出て来たのである  
から、そういう意味においてこれ  
は計上すべきだといふお説のよう  
であります。お考へも誠に御尤も  
と私も思つておるわけでありませ  
ん。予算上のテクニクもございま  
すので、そういう点については、な  
お今後いろいろ研究をいたしま  
して、進めて参ることにいたしま  
したいと思います。

○委員長(羽生三七君) この問題  
はなかなか広汎で、且つ深刻であ  
る。なお且つ検討を要する問題が  
たくさんあると思つておるわけ  
であります。例えば先ほどから  
お話のあつた問題の中に、この予  
算上の直接、間接の補償等を補正  
予算という形でとらざる限り可能  
か不可能かという問題もあ  
りますが、併しこの警察予備隊  
の経費や、その他これに類する  
経費の中で、正確に補償料或は  
そういう関係の費目として計上  
されておらない場合には、何らか  
この二十七年年度予算の中で差  
繰りの余地があるのではないか  
とも考へられるのであります。  
従つてこれらの点はなお検討の

上、その他の問題も併せまして、  
只今の委員各位からの御発言を  
一応取りまとめて、最後の関係  
大臣等の出席を求めて、本問題  
の処理をしたいと思つておる  
わけでありませぬが、本日はこの  
程度で終りたいと思つておる  
わけでありませぬが、御異議  
ございませぬか。

○委員(江口義彦君) その資料  
と申しますか、そういう事実があ  
つたという報告は、私ども開拓  
者連盟のほうからもちつてお  
るわけでありませぬが、それによ  
つて調査いたしましたところ、  
習志野において演習中死亡者  
が出た事情は、進駐軍が演習  
しておりました時分に、昭和  
二十三年でありましたか、それ  
が一般の民家に当つておるやう  
な災害が起つたという事は聞  
いておるわけでありませぬが、  
勿論習志野の進駐軍の射撃場  
を只今予備隊でも使わせてもら  
つておるわけでありませぬが、  
その射撃場の関係で多少それ  
弾が出るという事も聞いてお  
るわけでありませぬが、予備  
隊に関する限りは、できるだけ  
射撃の方向を変えよとか、或  
いは飛びそるな曳光弾のやう  
なものを使つておるわけであ  
りませぬか、或いは飛びそる  
だけを使つておるわけであ  
りませぬか、その被害を最小  
限度に食い止めるやうに努力  
中でありませぬが、その死亡  
者の点は予備隊よりか進駐軍  
の関係

だと思つておる。王城寺でも  
そういう事例があつたという  
お話でありませぬが、予備隊  
があつたというお話であり  
ませぬが、たまに申して  
おるわけでありませぬが、  
たまに申しておるわけであ  
りませぬが、一度か、二度  
船岡の部隊が使つておる  
やうに聞いておるわけであ  
りませぬが、予備隊が使用  
いたしました、演習の最中  
にそういう死亡者を出した  
という事は、予備隊として  
は承知いたしておるわけ  
でありませぬ。或いは進駐  
軍の射撃場関係でそういう  
事故があつたのではない  
かと思つておるわけであ  
りませぬ。資料を頂いた  
わけでありませぬが、補償  
を離作料六年というやう  
な、ちよつと具体的にはな  
つておるわけでありませぬ  
けれども、大ざつぱなもの  
でなく、もう少し詳しい基  
準を当然お立てになら  
れると思つておる。例え  
ば自作農で他に転業する  
者はどういふやうな補償  
をするとか或いは転業し  
ない者は、次の開拓地に  
移るまでに一年かかると  
か、いろいろなファクター  
で以て相当具体的な基準  
をおきめになられるのじや  
ないかと思つておるわけ  
でありませぬが、そういう  
やうな基準をお立てにな  
られませぬかと思つてお  
るわけでありませぬが、そ  
の資料をこの委員会に頂  
きたいと思つておるわけ  
でありませぬ。委員長一  
つお願いいたします。

○委員長(羽生三七君) それでは資料  
の御提出をお願いいたします。  
それでは本日はこの程度  
で散会いたします。  
午後四時四十分散会

農林漁業資金融通法の一部を改正  
する法律案  
農林漁業資金融通法の一部を改  
正する法律案  
農林漁業資金融通法(昭和二十六  
年法律第五号)の一部を次のよ  
うに改正する。  
附則に次の一項を加える。  
4 農林漁業者の共同利用に供する  
施設の造成に必要な資金のうち農  
業倉庫(木炭又は薪の保管を主た  
る目的とするものを除く)の造成  
に係る資金であつて、昭和二十七  
年度において貸付を行うものの利  
率は、第三條の規定にかかわら  
ず、年四分とする。

この法律は、昭和二十七年四月一  
日から施行する。

附則  
この法律は、昭和二十七年四月一  
日から施行する。

附則  
この法律は、昭和二十七年四月一  
日から施行する。

附則  
この法律は、昭和二十七年四月一  
日から施行する。

附則  
この法律は、昭和二十七年四月一  
日から施行する。

附則  
この法律は、昭和二十七年四月一  
日から施行する。

昭和二十七年三月十八日印刷

昭和二十七年三月十九日発行

參議院事務局

印刷者 印刷庁